



特242

852

四月

38

6

0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15

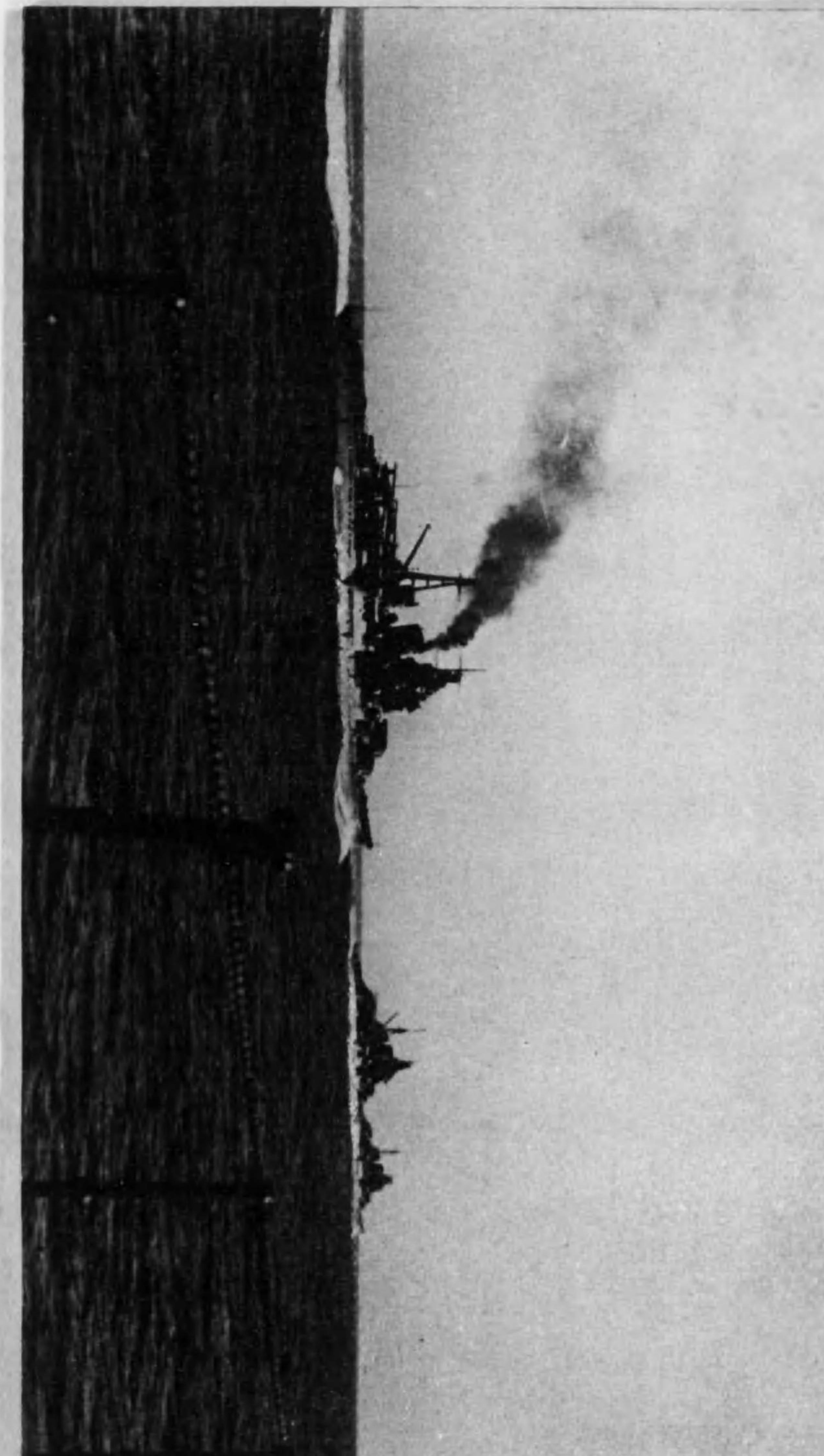
始



正誤表

頁	目次一 本文二 目次二 目次一 目次二 目次一 目次二 目次一 目次二 見出一 四二一九〇九九六二六五五二六五二シ一五一九八七四	行
誤	船舶の航行を禁止する規則	船舶の航行を遮断する規則
正	船舶の交通を遮断する規則	船舶の交通を遮断する規則
頁	一一一〇〇九八八七六六五五四四三三三三二二二二一	一一一〇〇九九九七六五五三二一
行	一〇八七八一四九八七一七三五三八七六五六二七一七九	一〇八七八一四九八七一七三五三八七六五六二七一七九
誤	同、同、同、同、航、航、各、航、同、同、同、航、船、同、同、同、航、自、航、航、行、行、港、行、遮、船、間、不、能、航、行。	同、同、同、同、航、航、各、航、同、同、同、航、船、同、同、同、航、自、航、航、行、行、行、由、行、行、遮、船、の、交、通、遮、断、航、行。
正	同、同、同、同、交、通、各、港、間、の、交、通、不能、航、行。	同、同、同、同、交、通、各、港、間、の、交、通、不能、航、行。

特242
852



隊部〇〇我ノ中事從斷遮通交

支那船舶交通遮断目

序

海軍省
寄贈本

一、交通遮断の意義

今次の航行遮断—航行遮断の目的—封鎖と遮断との相違—國際公法の
嚴守—平時封鎖の態様—平時封鎖の實例



大正十三年
十一月
支那船舶交通遮断
記念

二、経過の概要

第一次航行遮断—第二次航行遮断—第三次航行遮断—第四次航行遮断
航行遮断の範囲

三、航行遮断の成果

遮断成果の種類—支那船舶の屏息—第三國旗の濫用—武装戎克の掃滅
外國船舶の横行—武器輸入狀況—陸路交通路—國府の財政窮乏—
關稅收入の激減—鹽稅の激減—物價騰貴と生活逼迫—在外正貨の枯渇

四、航行遮断と將兵の勞苦

支那海の氣象—自然の猛威と聞ふ實況—不眠不休の監視—戰闘行爲

五、結 言

二

三

四

序

征戰茲に九箇月、皇師向ふ處敵無く、陸に、海に、空に、赫々たる武勳を樹て、東洋平和の聖業日に成り月に進み、既に客冬抗日の首都南京を屠り、北支中支の山野洽く皇風に蘇へり、早くも北方にありては親日政權の樹立を見、中支に於ても去る三月二十八日新政權の誕生を迎へ、抗戰の重壓に壓し拉がれた民衆は消え残る業火の中から希望に輝く新生への一步を踏み出すことになった。

今や春風漸く戰線に波上に立ち初めて、征戰の勇士意氣益々盛に、銃後の護り亦一層堅實を加へて、舉國一致國難の打開に邁進しつゝあるは、邦家の爲欣びに耐へぬ次第である。

此の間我が海軍の探りたる主なる作戰行動は

一

一、海上の制壓 二、上海陸戦隊の奮闘 三、海軍航空部隊の全支制空
 四、支那沿岸の支那船舶交通遮断 五、陸軍の輸送揚陸援護 六、陸軍
 との共同作戦 七、居留民の警備 八、揚子江の水路啓開及江上の戦闘

九、青島芝罘方面の占據及港灣の啓開作業

等であるがこの廣汎に亘る作業の中にも、航行遮断はその作戦海面の廣さ
 南北二千數百浬に亘り、昨年八月二十五日以來、晝夜間断なく、風雪怒濤
 と戰ひつゝ繼續せられ居るものであつて、此の間封鎖部隊將兵の勞苦は、
 誠に甚大なるものがあるが、その作業の性質上、花々しい第一線の奮戦と
 異なり、云はゞ陰の苦闘に類するものなるを以て、一般に認識され難い狀
 況にある。

本冊子に於ては航行遮断の實狀と成果の概要について開陳する事とする。

支那船舶交通遮断

一、航行遮断の意義

○交通遮断の意義

航行遮断とは一體如何なる意義を有するものであるか。それは第三艦隊
 司令長官や支那方面艦隊司令長官の宣言文にあるが如く「中華民國公私船
 舶の交通を遮断」することである。即ちその艦隊司令長官の指揮下に在る
 海軍の實力を以て、支那公私船舶の航行を差止めるとの意味である。従つ
 て遮断線を無理に航行せんと企て又は抵抗を試みんとする船舶に對して

は、之を拿捕又は抑留することが出来るのである。

○航行遮断の目的

戦局の擴大に伴ひ、有效、適切なる有ゆる手段を以て、支那の戰闘力を速に滅殺し事態を安定せしむることは極めて必要であるが、之が爲に取られた手段の一つが航行遮断である。支那内地には兵器廠、航空機製作所及び造船所等を有するも、その規模は極めて貧弱で技術も亦幼稚なるが故に國民政府が口には如何に長期抗戦を叫んでも、これ一種の空威張りに過ぎずして、武器、彈薬は勿論、飛行機等は殆んど總ての供給を外國から仰いでゐる有様である。従つて我が海軍の實力を以て支那船舶の交通を遮断すれば國民政府をして軍需品等の補給難に陥らしめ、その沒落を早め、事態を速かに安定せしめることが出来るので、監視部隊の將兵が晝夜の別なく、風浪と戦ひつゝ困難なる任務に從事してゐる所以である。

我が艦艇はかくの如き目的を以て行動してゐるから、縱令交通遮断區域で支那の漁民が舟を操つて漁撈を爲して居ても、帝國の眞意は國民政府の膺懲にあるが故に、漁民の船を抑留する等のことは敢て爲さないのである。

○封鎖と航行遮断との相違

航行遮断は前記の如き目的を有してゐるので、その目的は沿岸封鎖と同一であるが、今回は未だ宣戰が布告されず、所謂戰爭狀態に非ざるが故に法律上から言へば「事變」であるから「封鎖」と稱せず單に「交通遮断」なる語を使用してゐる次第である。若し強いて封鎖なる語を用ふるならば、交通遮断は平時封鎖と稱すべきものであらう。學問上では封鎖を戰時封鎖と平時封鎖に區別してゐる學者もある。

○國際公法の嚴守

我が海軍の實施した航行遮断に對し、一部の外國の學者又は新聞記者等には、認識の不足から國際公法を無視した行爲などと非難し、國民政府に於ては忽ち之を利用して有ゆる逆宣傳を行ひ、或は無根の事實すら捏造して我方の立場を不利ならしめやうと策動したこともある。

我が航行遮断が國際公法に遵據して行はれてゐると云ふことは申す迄もないが、この機會に聊か之を説明して置くことにしよう。

從來國際交際場裡の話題として「日本國竝に日本國民程馬鹿正直なもの無い」と傳へられてゐる。之は一旦約諾した以上は、そこに如何なる不利益や不便が在つても、國際條約や國際協定を遵守する意味からの我が國に對する批評であつて、國際信義を嚴守する我が國民性が肯かれる。従つて

我が海軍兵學校に於ても國際公法の概要を教授し、更に海軍大學校に於ては、斯界の權威者を聘して之を研究せしめてゐるのである。故に苟も我が海軍將校たる者は、海戰法規を始め、軍艦外務令、艦船職員服務規程等に則り行動して居るから、國際公法に違反するやうなことは斷じて無い。

現に海軍當局は斯界の權威信夫淳平博士を第三艦隊司令部附として現地に差遣してゐる程、慎重の上にも慎重を期してゐる次第である。

○平時封鎖の態様

平時封鎖（航行遮断）に關しては、通說として左の三點に注意するを要する。

一、第三國船舶に對しては航行を妨げざること。

但し支那船舶は往々第三國の國旗を偽用するので、此等船舶の臨檢問題を生じて来るが繁を避けるため茲には之を省略する。

二、封鎖は正式宣言と共に、第三國にも之を通告するを常とす。

三、被封鎖國の船舶が封鎖を侵した場合には、之を拿捕抑留し、封鎖解除後は損害賠償を要せずして還付すべきこと。

但しこの場合、被封鎖國船舶が臨檢を拒絶し又は抵抗を試み、或は遁走せんとする時には之を攻撃せしめても差支ない。

○平時封鎖の實例

航行遮斷が國際公法上承認されてゐることは前述の通りであるが、現に我が海軍の航行遮斷を非難してゐる國々ですら、曾て公然として平時封鎖を行つてゐる。その實例の主なるものを列記すれば次の通りである。

- 一八五〇年 英國のギリシャ沿岸封鎖
- 一八六一年 英國のブラジル國リオ・デ・ジャネイロ港封鎖
- 一八八四年 佛國の臺灣島封鎖
- 一八八六年 英、獨、露、伊、澳のギリシャ沿岸聯合封鎖
- 一八九六年 英、佛、露、獨、伊、澳、ハンガリーのクリート島聯合封鎖
- 一九〇一年 英、獨、佛のヴェネズエラ封鎖
- 一九一六年 聯合軍側のギリシャ封鎖

二、経過の概要

○第一次航行遮斷

我が海軍は昭和十二年八月二十五日第三艦隊司令長官の名を以て、揚子江口以南、福州、廈門、汕頭に亘る六百五十浬の支那沿岸一帯に於て、支

那公私の船舶に對しその航行を遮断すべく、左の宣言を發表した。

本官ハ昭和十二年八月二十五日一八〇〇時以後北緯三十二度四分東經百二十一度四十四分より北緯二十三度十四分東經百十六度四十八分ニ於ケル中華民國沿海ヲ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船舶ノ交通ヲ遮断スルコトヲ宣言ス

本遮断ハ中華民國船ニ對シテハ總テ其ノ效力ヲ有スペシ

第三國船舶及帝國船舶ハ遮断區域内ニ出入スルヲ妨ゲズ

昭和十二年八月二十五日

大日本軍艦○○ニ於テ

第〇艦隊司令長官

海軍中將 長谷川 清

本宣言は遮断區域に對し、支那船舶の出入並に區域内の航行禁止にして、

これに違反する支那船舶に對しては、我が監視部隊は臨檢、退去命令、抑留等適當なる處置を採り、相手方の出方如何に依つては其他臨機の措置を講ぜんとするものである。但し第三國に對しては飽迄通商上の權益を尊重して、第三國船舶の航行は妨害しない建前であることは言ふ迄もない。此等の措置は、我が海軍が國際正義に則り斷行した自衛的手段に外ならないのである。

されば遮断區域に在りて警備に任ずる我が監視部隊は、海戰法規を嚴守して行動するを以て、妄りに支那の船舶やその積荷を沒收するやうなことは決して無い。從つて航行中の支那船舶を發見した場合には、晝間ならば先づ信號旗を掲げ又は汽笛を鳴らし、若し夜間や濃霧の場合には、白燈或は空砲を二發連發して停船を命じ臨検する旨通告するのが例である。しか

し我方の信號を無視して遁走を企て、或は抵抗を試みやうとするならば、これ明かに敵意を有し、敵對行爲を爲すものとして、已むなく之を攻撃することもあるが、對手の船舶さへ正當な態度を示せば、縱令臨檢しても怪しきものゝ外は釋放するのである。故に我が軍艦が無警告で擊沈したとか、支那船舶の乗組員を慘虐に取扱つたなどと云ふことは、全く有り得べからざるデマに外ならないのである。

○第二次航行遮斷

帝國海軍は曩に支那船舶に對し、中南支沿岸一部の交通を遮斷する措置を執り、我が艦艇はこの封鎖線上に晝夜の別なく、嚴重な監視を續けて來たのであるが、九月五日以降更にその區域を擴張して全支沿岸に及ぼし、青島並に第三國領土及租借地を除きたる海面に於て支那船舶に關する限り

り、完全にその航行を遮斷するに決し、吉田第〇艦隊司令長官及び長谷川第〇艦隊司令長官の名を以て之を中外に宣明した。この措置は専ら支那側の反省を促さんとする念慮に出でたものであつて、第三國の平和的通商上の權益尊重に關しては前回同様である。北支沿岸を中心とした吉田司令長官、中南支沿岸を中心とした長谷川司令長官の第二次交通遮斷宣言は次の通りである。

本官ハ昭和十二年九月五日一八〇〇時ヨリ北緯四十度東經百十九度五十四分ヨリ北緯三十四度三十分東經百十九度五十五分ニ至ル青島ヲ除キタル爾餘ノ中華民國沿岸ニ對シ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船ノ交通ヲ遮斷スルコトヲ宣言ス

本遮斷ハ中華民國船舶ニ對シテハ總テ其ノ效力ヲ有スペク第三國船舶及

帝國船舶ハ遮斷區域ニ出入スルコトヲ妨ゲズ

昭和十二年九月五日

大日本帝國軍艦○○ニ於テ

第○艦隊司令長官

海軍中將 吉田善吾

本官ハ昭和十二年九月五日一八〇〇時以後北緯三十四度三十分東經百十九度五十五分ヨリ北緯二十一度三十三分東經百八度三分ニ至ル第三國租借地ヲ除キタル爾餘ノ中華民國沿岸ニ對シ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ中華民國公私船ノ交通ヲ遮断スルコトヲ宣言ス

本遮断ハ中華民國船舶ニ對シテハ總テ其ノ效力ヲ有スペク第三國及帝國船舶ハ遮断區域内ニ出入スルヲ妨げズ本宣言ハ昭和十二年八月二十五日本官ノ爲シタル宣言ニ代ルモノトス

昭和十二年九月五日

大日本帝國軍艦○○ニ於テ

第○艦隊司令長官

海軍中將 長谷川清

かくて我が監視部隊は嚴然その艦隊の威力を以て黃海、支那海の海上を制壓すると共に、一方その一部を以て全支沿岸の哨戒見張に當ることとなつた。そこで支那船舶が自國沿岸中自由に航行し得る處は青島のみとなり、他は英國の領土たる香港と、葡萄牙租借地の澳門及び佛國の租借地たる廣州灣とが残されてゐることになつた。故に國民政府が外國から受ける武器や物資の供給は、主として香港を唯一の頼りとし、香港、廣東間の航路又は廣九鐵道に依るの外殆んど途なきに至つた。

○第三次航行遮断

この宣言は十一月二十日を以て發せられたが、別に交通遮断區域の擴大とか縮小とかの性質を有するものにあらず、全然我が海軍の作戰行動に基くものにして、從來吉田、長谷川兩司令長官の指揮下に在つた封鎖部隊が、今般新たに支那方面艦隊司令長官の單一指揮の下に封鎖が實施せられることなつた次第である。支那方面艦隊司令長官たる長谷川中將の名を以て發表されたる全支航行遮断の宣言は左の通りである。

昭和十二年九月五日第二艦隊司令長官吉田善吾及同日第三艦隊司令長官長谷川清ノ宣言シタル中華民國沿岸ニ對スル同國公私船舶ノ交通遮断ハ昭和十二年十一月二十日一八〇〇時以降本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ之ヲ行フ

昭和十二年十一月二十日

支那方面艦隊司令長官

海軍中將 長 谷 川

清

この宣言に於て、青島及び前記の外國租借地が除外されてゐることは言ふ迄もない。

○第四次航行遮斷

國際關係上複雜なる地位に在る香港は暫らく之を措き、支那沿岸中唯だ青島のみが我が海軍の封鎖から特に除外されてゐた理由は、曩に青島に於ける全居留民が引揚げを決行した際、當時現地に在りて嚴重なる警戒に從事してゐた下村第〇戦隊司令官の九月二日に於ける聲明に依つて明白である。下村司令官は我が帝國の眞意に關し左の如く述べてゐる。

帝國政府は最も平和的な企圖を試み、あらゆる戰爭の機縁を除去する目的を以て全居留民に引揚げを命じたのである。之が青島の平和に對する帝國の示し得る最大の

好意であつて、沈市長以下支那側に對する平素の信賴が前提となつて初めて出來たものである。然るにも拘らず、若し支那側が帝國の眞意を誤解し青島市を暴民の巣と化し、又帝國居留民の遺留して行く財産、利權を些かにても蹂躪するに於ては帝國は最早隱忍する態はざるに至るであらう。

かくの如き帝國政府の寛大なる方針に基き、青島港に對しては支那船舶の交通遮斷すら除外してゐたのにも拘らず、十二月に入り青島の情勢は益々悪化し、同十八日の夜に至り支那軍は突如として邦人紡績工場を襲ひ、放火又は爆破を敢行して之を灰燼に歸せしむると同時に、港口を閉鎖し市内には戒嚴令を布くに至つた。そこで、十二月二十六日長谷川支那方面艦隊司令長官の名を以て左記宣言を發し、遂に青島港に於ける支那船舶の交通を遮断するに至つた。

昭和十二年十一月二十日本官ノ宣言シタル中華民國沿海ニ對シ同國公

私船舶ノ交通遮斷ハ昭和十二年十二月二十六日午後八時以降青島ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ宣言ス

昭和十二年十二月二十六日

支那方面艦隊司令長官

海軍中將 長 谷 川 清

○航行遮斷の範囲

かくて從來航行遮斷の區域外に置かれてゐた青島の遮斷區域編入に伴ひ、今や香港、澳門及廣州灣を除く全支沿岸に於ける支那船舶の航行は遮斷せられたのであるが、その區域は北は滿洲國との境界たる萬里の長城の端たる山海關より南は佛領印度支那との境に至る迄、二千八百五十餘哩に亘り、我が支那方面艦隊司令長官の指揮下に在る海軍の實力を以てその遮

斷を實行し、茲に支那の經濟大動脈を切斷して、國民政府の財政に一大鐵鎚を加ふることになった。

三、航行遮断の成果

○遮断成果の種類

支那船舶に對する航行遮断の成果に就ては、之を具體的に表示することは頗る困難であるが、我が封鎖部隊の晝夜を分たぬ苦闘に依り、着々その效果を獲得しつゝあることは、蔣政權の一派が窘窮の極、今や悲鳴を擧げてゐることに依つても窺知し得るのである。之を次の三方面から觀察して概説して見よう。

(イ) 支那船舶の狀況

(ロ) 武器、物資の輸入狀況

(ハ) 國民政府の財政狀況

右三項が我が航行遮断の實力行使に依つて如何なる打撃を被つてゐるかと云ふことを概観すれば、自ら我が封鎖部隊の活躍狀況を知ることが出来るのである。

○支那船舶の屏息

我が艦隊司令長官が、初めて支那船舶に對し航行遮断を宣言した當時は、我方封鎖の實力を見縊つてか、それとも交通遮断を知らずしてか支那の汽船や戎克等はノコ／＼と我が遮断線内に入り込んで來たが、忽ち我が軍の臨檢に遭ひ、武器、彈藥等の搭載船舶はそれ／＼適當の處分を受けるに至つた。初めて支那沿岸一帶が完全に封鎖されてゐるのに吃驚した彼等は、

何處ともなく沿岸からその姿を消してしまつた。偶々封鎖部隊の實況視察に訪づれた某從軍記者がたゞ見ゆるのは強風怒濤の中に嚴然と監視を續けてゐる我が艦艇と、外國の汽船や軍艦がたまに見ゆるのみと新聞に報道したる如く、これ全く我が封鎖部隊が支那海の海上を制壓してゐる沈黙の威力の賜と謂ふべきである。一體支那の船舶は何處へ影を消したかと云ふに、自國又は第三國の香港等に遁竄してその影を隠し、所謂氣息奄々として繫船状態にある商船の數は今や七百隻にも達してゐることである。

此等の支那船舶は、その船體は先づ安全としても、兵器や物資の輸送任務を果すことが出来ぬのは勿論である。そこで國民政府に於ては、自國に好意を寄する第三國の國旗を濫用し、恰も第三國汽船を偽裝して遮断線を突破せんと企圖する等、我が航行遮断に對し如何に苦慮してゐるかが窺ひ

知られる。

○第三國旗の濫用

我が將兵は外國旗を掲げて遮断線の突破を企つる支那汽船に對しては誤魔化されるやうなものではないが、唯だ困るのは香港附近に於ける支那漁船の持主や資本家に英國人の多いことである。従つて例へ第三國旗を掲げてゐる支那型戎克でも、總て之がその濫用とは速断出來ぬことがある。若しも間違つた處置を執つたら、それが故意でなく、全くの誤認であつたにせよ、忽ち國際問題を惹起し、延いては國民政府の逆宣傳に悪用される虞があるからである。又之を放置すれば、假面をかぶつた支那船舶は第三國旗を翻して悠々我が遮断區域を横行闊歩するのである。我が將兵が晝夜風浪と戰ひつゝ嚴密なる見張、警戒に並々ならぬ苦心を要する理由も亦茲

にある。支那船舶の第三國旗濫用手段は八月下旬より九月に亘り盛んに行はれたが、我が海軍の有効適切なる措置に依り、近頃は彼等も漸くその濫用を断念するに至つた。

○武裝戎克の掃滅

支那の戎克と云へば海賊船を想起する。戎克にもいろいろ種類があつて、大型戎克には五纏乃至一〇纏砲數門を有する五百噸位のものもある。此等の乗員は海賊船として能く訓練され、拳銃や小銃も持つてゐる。武裝戎克や小型汽艇で我が封鎖線に引掛つた主なるものは次の通りであるが、其の外廣東河及バイヤス灣方面では時々我が封鎖部隊に捕へられた。

大型ジャンク	一隻	九月九日	南馬鞍群島附近
右同	一隻	九月十五日	象山浦
右同	三隻	九月十八日	萬山群島附近

ジャンク 數隻 九月二十五日 銅鼓州東方
ジャンク 數隻 自九月十八日 至同 二十五日 三都澳以南

此等の戎克は何れも武裝し、中にはダム／＼弾を有するものすらあり、我が臨檢隊の乘艇に對し攻撃し、九月四日の如きは我方に戦死傷者を出した程である。

○外國船舶の横行

自國船舶の航行不能と、第三國旗濫用の失敗を悟つた支那側は、更に手を換へ、外國船舶に支那沿岸各港間の航行を依頼して、兵器や物資の補給を行ふに至つた。それは今次事變以來、支那海の航行船舶は事變前に比し各國共減じてゐるに拘らず、英國旗掲揚の船舶が比較的減少せざるのみならず、廣東、香港間の運航は却て頻繁となり、剩へ從前は一度も寄港しな

かつた支那の港へすら出入して行くのである。第三國船舶が支那船舶に代つて、その運輸に從事しつゝあるこの事實に對し、我が國民は十分の警戒を要する。

全支沿岸の支那船舶航行遮斷に依り、支那の海上通路は全く杜絶し、事變前好調に向ひつゝあつた對外貿易は一舉に激減し、漁船の外支那船舶は全く海上からその姿を消すに至つた。又外國貿易の通路は始めの内は青島と九龍方面のみだつたので、貿易は殆ど全滅に瀕し、昨年九月中に於ける全支三十五港の外國貿易船舶出入狀況に付支那海關の發表に依れば

入　　港	一、九九六隻	九一〇、九二八噸
出　　港	二、一二二隻	九一五、五三〇噸

にして、出入港總噸數は八月に比し三六%、事變前の六月に比し五五%の

激減を示し、支那船舶にして停船を餘儀なくされてゐる數は二百四十隻、三十五萬噸に達してゐる。

○武器輸入狀況

今や支那に開放せられた主要海路は香港のみとなつた。香港から外國の武器や物資が支那の奥地へ輸送される經路は、香港より海路にて直接廣東へ行くのと、香港から對岸の九龍鐵道に依り廣東へ行く場合もある。飛行機などは、香港に於て組立てたる後、廣東へ空輸し、又は澳門より廣東に空輸し、更に佛領印度支那の海防から陸路を經て支那内地へ入るのである。之が外國より海路に依る残された交通路である。

之を要するに、一旦廣東に集めたる上、武器、彈藥等は粵漢鐵道を經て漢口、重慶等に運ばれ、飛行機はそれ／＼各飛行基地へと空輸されてゐ

る。

我が封鎖部隊は、支那に向つて輸送せらるゝ軍需品等が、外國の領土、租借地や船舶内に在る間は黙視するの外ないが、一旦これが支那人の手に入つたら見逃すことはない。この運輸状況を厳密に監視するのが封鎖部隊の任務である。我が海軍機が九龍鐵道や粵漢鐵道の各地に爆撃を敢行して軍事施設や軍事輸送を妨げるのも、此の間密接なる連絡を保つた上の作戦行動に外ならないのである。

頻々たる鐵道線の爆破に懲りた支那側は、自動車道路を急設し、夜間潛かに武器、弾薬等の輸送に従事して我が荒鷺の爆撃を避けんとしてゐる。

我が空軍の活躍に依り、香港、澳門、廣東等に於ける軍需品等の輸送は多大の脅威を感じ、各港の倉庫には滯貨充満の状態である。就中香港は鬼門

と云ふので、佛領印度支那の海防又は河内と龍州とを連絡する河龍鐵道が利用され、且つ自働車輸送も頻繁に行はれたが、此等も終に脅威を感じずやうになつて來た。

○陸路交通路

海路に依る外國からの武器輸入に窘窮した國民政府は、陸路に依る交通網により外國からの援助を期待するに至つた。ソ聯からは主として飛行機並に飛行士の供給を受けて居り、事變當初より共產ルートとして、外蒙、山西省を經由して連絡してゐたが、今日では新疆省を通じて重慶、漢口へ他の共產ルートを建設しつゝある。この外ビルマを通ずる鐵道敷設も計畫されたが、最近對英、對佛借款の挫折で實現不可能の状態にある。

○國民政府の財政窮乏

我が艦隊の航行遮断に依る第三の效果は、國民政府の蒙つた財政上の大打撃である。事變が長期に亘るに伴ひ、その打撃は益々増加するのみにして、今やその經濟動脈は全く切斷せらるゝに至つた次第である。この財政的危機は、軽て抗日戰意の喪失、政府部内の内訌誘發、民衆の政府に對する離反怨咀となり、遂には國民政府の崩壊、蔣政權の沒落となつて終幕を閉づるに至るは豫想に難くないことである。

○關稅收入の激減

支那の財政收入中、最大なるものは關稅である。然るに航行遮断後、九月中に於ける貿易に於ても、全體を通じ一割五分乃至二割五分の激減を示し、殊に支那全貿易港中の六割を占める上海の貿易も二割五分に減少してゐる。この關稅收入は大部分外債の擔保となつてゐるが、今や事變前の五

分の一に激減するに至つた。

○鹽稅の激減

關稅收入と共に國民政府の主要財源たる鹽稅も亦、北支及び中支方面に於ける作戰の進展に伴ひ、鹽の運搬機關の杜絶に依り國府の財政的逼迫は益々深刻の一途を辿るのみとなつた。總歲入中二割を占めてゐた鹽稅收入額は、事變後四分の三も激減したのであるから悲鳴を擧げるのも無理ならぬことである。

人類生活に鹽の必要なることは言ふ迄もないが、支那人の鹽を大切にすることは又非常なものである。故に海鹽の輸送杜絶により多數民衆をして愈々窮乏のドン底に押し込んだ譯である。支那の鹽の主なる產出地は次の通りである。

山東鹽——黃河下流より青島附近

淮海鹽——海州より揚子江に至る海岸

杭州鹽——杭州灣北岸及び南岸餘姚附近

福建鹽——廈門、福州間

廣東鹽——廣東省電白及び兆海附近

内部の鹽——四川省西南の山鹽、蒙古中部及び山西省南部の鹽

○物價騰貴と生活逼迫

國民政府は財源收入の激減に伴ひ、戰費の支出困難となり、忽ち赤字財政に行詰つてしまつたのである。蔣政權が財源調達のために發行した公債に對しても、應募者は至つて僅少なるを以て、資產者に對しては公債の買入れを強制し、應ぜざる者は「漢奸」と呼んで處刑することすらある。又數年先の租稅を前納させたり、官吏には一割乃至四割の減俸を行つてゐる。尙

ほ一般民衆は或は勞力の無報酬奉仕を強要され、或は財產の沒收を受け、その上國內の物資缺乏のため生活必需品は十倍も騰貴し、生活は極度の疲弊に陥つてゐる。

○在外正貨の枯渴

自國に於て武器、彈藥其他の軍需品を製造し能はざる支那にありては、抗日戰を續ける限り、何んとかして外國より軍需品の補給を圖らねばならぬ。外國としても支那に無償で軍需品を提供してゐる譯ではなく、みな商賣のために行つてゐるのである。事變當初こそ、在外資金も相當豊かであつたゝめ、餘り苦痛を感じなかつたが、今日では在外資金も枯渴したので、支那内地より現銀を倫敦又は紐育に送らなければ軍需品の購入が不可能となつた。既に現送された銀は一億二千萬元を算し、今や國內の殘額は五、

六百萬元に過ぎないと云はれてゐる。正金の無くなつた時が外國との縁の切れ目であらう。

惟ぶに外國貿易の激減は、延いて戦用材料は勿論、被服、糧食等國民生活の必需品及び工業材料の缺乏等に依り、物價は益々騰貴し、輸出の杜絶は農產、畜產物、鑛物等の吐口を失ひ、農民の生活を脅威し、更に海鹽の輸送停止に依つて民衆をして一層窮乏せしめ、今や全支を擧げて、政府怨嗟の聲は著しく喧しくなつて來た。航行遮断の效果亦偉なるかなである。

四、航行遮断と將兵の勞苦

○支那海の氣象

航行遮断中、封鎖部隊の將兵にとり最大の難物は「強風怒濤」と云ふ自

然の暴威である。實際體驗を有せぬ陸上の人達に於ては、到底想像もつかぬことであらうが、順序として支那海に於ける氣象の一般狀況を概説することにしよう。單に支那海と云つても我が遮断區域は、南北二千數百浬に亘る廣さであり、南と北とではその氣象も全く違つてゐるから、茲には揚子江口を境として、南北支那海の氣象を述べて見よう。

支那海氣象一覽表

年 月	平均氣溫 (括弧内は南支那海)	風向 (同上)
十二年八月	二七	東 (東)
九月	(二五)	
十月	二四——二七 (二四——一九)	東 (南)
十一月	二〇——二七 (二〇——一五)	東北 (南)
十二月	一一——二三 (一一——五)	北東 (北)
	七——一九 (七——五)	東 (北)

十三年一月——二一一九（ニ一一水點下七）——東（北）

三六

右の如く揚子江以南の南支那海（北緯三十二度以南）では風は、臺灣方面から吹き来るに反し、揚子江以北の北支那海（北緯三十二度以北）は、主として北風で、満洲、蒙古の方から吹いて来る。而して溫度にも攝氏十度以上の相違がある。

低氣壓と季節風に付ては、毎年五月より十月に亘り南洋方面に發達せる低氣壓が颱風となつて、八月迄は概ね支那大陸に在るが、八月末より九月に亘り我が内地に襲來することは周知の通りである。この颱風は常に臺灣、沖繩をも襲ふので、支那海は大荒れとなるのである。この低氣壓の勢力が弱くなる頃には、北方の支那大陸に颶風なるものが發達し、彼の黃砂を吹き捲つて東進するに伴ひ、高氣壓の發生を見るのである。支那大陸に高氣

壓の發生した時が、冬の氣象配置となつたことを示すもので、この高氣壓から吹く風が所謂季節風である。颱風、季節風共に風速は毎秒約二十米は常例で、支那海は風波の荒いのが常態である。小艦艇は左右各四十五度も傾斜し、木の葉の如く翻弄されるのである。

○自然の猛威と鬪ふ實況

艦隊將兵がかかる自然の猛威と鬪ふことは、敵と奮戦するよりも尙ほ一層苦しいのである。しかし我が忠勇なる封鎖部隊の將兵は一人として不平不満の顔すら見せず、唯だ黙々としてその監視任務に從事してゐる。木の葉の如く激浪に翻弄される驅逐艦の如きは、艦内に於ける炊事不可能のため、連日ビスケットのみを喰つて日を送ることがある。又十月末だと云ふのに、毎日三十六、七度の溫度で、酷熱場裡に於ける艦内の密閉生活は、

恰も釜中にある魚を想像される程である。これは南支那海方面の實況であるが、北支那海方面では烈風と寒氣とのため、身を切る思ひをしながら、毅然として哨戒任務に服してゐる。その勞苦は十二月三十日大本營海軍報道部の左記公表に依つても窺はれ得ると思ふ。

我ガ海軍封鎖部隊ニ依ル支那沿岸ノ海上交通遮断ハ愈々嚴重ヲ加ヘ今ヤ支那汽船ハ勿論戎克ノ往來モ殆ド杜絶セリ尙最近第三國船舶ノ廣東香港間運航頻繁ナルト又第三國船舶ガ支那船ニ代リ沿岸運輸ニ從事スルノ傾向アルハ注目ヲ要スル點ナリトス本作戰ニ從事中ノ我艦艇ハ南北廣範囲ニ散在シ、或ハ冰雪ニ惱マサレ或ハ風濤ト鬪ヒ特ニ南支方面季節風ハ連日秒速二十餘米ニ達シ小艦艇ニ於テハ動搖ノ爲炊事不可能ナルヲ常トシ乗員ハ毎食「ビスケット」ヲ食スルノ外ナク其ノ辛苦想像ニ餘アルモノ

アリ

この公表文を熟讀することにより、不眠不休、凡ゆる艱苦缺乏を克服して奮闘活躍する我が封鎖部隊の全將兵に對しては、滿腔の同情禁ずる能はず、自ら頭の下るを覺ゆる。

○不眠不休の監視

酷暑冰雪、暴風怒濤と鬪ふ外、我が封鎖部隊の將兵には更に重要な監視任務がある。それは暗夜に乘じ、支那の汽船や戎克が消燈して遮斷區域に侵入しないとも限らないからである。之を防止して一隻たりとも支那船を侵入せしめぬやう、夜を徹して絶えず哨戒任務に從事する勞苦は、到底筆紙の盡す所ではない。更に第三國船に對する識別に付ても、努めて問題の種を起さぬやう、一層の慎重を期せねばならぬ。何分廣汎なる海面に多

數の艦艇を配備して晝夜厳密なる警戒に従ふことは、戦闘動作と異なり、極めて單調であり、しかも長期に亘り不斷の警戒を要するので、殆ど休養の暇がない。封鎖部隊の任務こそ實に「無言の制壓」と謂ふべきである。

○戦闘行爲

支那側の海上武力は殆ど潰滅したので、我が艦隊は海上に對抗して交戦する機會はなかつたが、必要に際し戦闘行爲を取つた實例は概ね次の通りである。

一、昭和十二年九月十二日我が○○驅逐隊はバイヤス灣排牙山砲臺を砲撃すると共に陸戰隊を揚陸し野砲二門を破壊し、一門を鹹獲した。尙本砲撃により同砲臺火薬庫は火災を起し完全に爆破された。

同隊は更に午後六時過平海の廣東海軍無電臺をも砲撃し之を破壊した。

二、九月十三日午前十時四十五分軍艦○○は萬山群島附近（香港の西南方）に於て敵

のノースロップ二機が攻撃して來たが、之に猛反撃を加へたため敵は倉皇として爆

弾を投下、廣東方面に逃げ去つた。爆弾は同艦附近三〇〇米及八〇〇米の所に落下し、我に損害なし。

三、九月十四日我が軍艦○○及○○驅逐隊は、午前七時頃廣東に通する水路である珠江江口近くの虎門要塞に迫り、同砲臺及同砲臺下に在つた敵の巡洋艦二隻に對し、約三十分に亘り猛烈なる砲火を浴せ、巡洋艦一隻は艦橋後方に大破孔を生じて傾斜、擱坐、他の一隻も大損害を與へて同じく擱坐せしめ、又砲臺にも相當の損害を與へて之を沈黙せしめた。敵も我に應戦したが、射撃が不正確で一發も命中しなかつた。

同日午前、前記軍艦○○は四回に亘り敵飛行機の爆撃を受け、其の中の一回は同艦の艦首近くに爆弾落下し、其の破片で負傷者五名を出したが、船體兵器には何等の損害がなかつた。

四、九月十六日午後六時頃軍艦○○は海南海峽秀英砲臺より射撃を受けたので、直ちに之に應戦し、短時間猛撃を加へ相當の損害を與へた。

五、海南島榆林港に戎克の密航を探知した我が封鎖部隊は、十三年一月十九日軍艦○○をして同港に進入せしめると共に、飛行偵察に依り在泊せる多數の戎克を發見し

た。臨檢隊は内火艇及びカツターにて航行し、戎克を臨檢せんとした時、對岸より射撃を受けたるも、之に應戦敵を潰走せしめた。

五、結　　言

今次の事變は、支那國民政府の暴戾に對し、膺懲を加へ、進んで東亞赤化の禍根を芟除し、日滿支相提携して東洋平和の確立を目的とする崇高なる理想に基く聖戰である。支那沿岸の交通遮斷も亦、この目的達成の一作戦であつて、空爆や攻城野戰等に比すれば、國民の耳目に華々しく映じないかの感がないでも無いが、これに依つて支那の經濟動脈を切斷し、以て彼が戰意を根底から喪失せしむるの重大作戦である。されば我が海軍將兵は舉つて盡忠報國の赤心に燃え、帝國の使命達成のため、萬難を克服して

威武の發揚に精進してゐる。封鎖部隊が千辛萬苦、隱約の裡に絶大なる效果を擧げつゝある所以も亦茲にある。

畏くも 大元帥陛下に於かせられては、交通遮斷に從事する將兵の勞苦を深く思召され、昨年十一月二十日午後二時三十分、伏見軍令部總長宮殿下を召し給ひ、聯合艦隊司令長官。及び支那方面艦隊司令長官に對し、左の優渥なる 勅語を下賜あらせられた。

聯合艦隊司令長官へ賜はりたる勅語

聯合艦隊ハ久シキニ亘リテ艱難ヲ凌キ制海ノ實權ヲ掌握シテ敵ノ交通ヲ遮断シ克ク陸軍ト策應シテ敵軍ヲ擊碎シ皇威ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其ノ忠烈ヲ嘉ミス爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ朕ノ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

支那方面艦隊司令長官に賜はりたる勅語

支那方面艦隊ハ堅忍力鬪事變發生ノ際ニ善處シ克ク陸軍ト協力シテ上海方面ニ敵軍ヲ擊破シ或ハ長驅敵ノ要地ヲ衝キテ其ノ航空機ヲ殲滅シ其ノ諸陣營ヲ毀碎シ或ハ支那沿海ヲ掣壓シテ敵ノ交通ヲ遮断シ以テ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク將兵ノ忠烈ヲ嘉ミス顧ミテ其ノ死傷者ニ及ハ寔ニ仲怛ニ勝ヘス惟フニ前途尙遼遠ナリ爾等益々奮勵ヲ加ヘ以テ戰果ヲ完クセムコトヲ期セヨ

この優渥なる 勅語を拜したる聯合艦隊司令長官及び支那方面艦隊司令長官は、夫々左の通り奉答申上げた。

永野聯合艦隊司令長官奉答

優渥ナル 勅語ヲ賜ハリ洵ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘズ 修身體下將兵ト共ニ益々奮勵努力誓ツテ 聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

長谷川支那方面艦隊司令長官奉答

支那方面艦隊ノ作戦ニ對シ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜リ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ今日ノ戰果ヲ得タルハ一ニ 天皇陛下ノ御稟威ト神靈ノ加護ニ依ルモノニシテ人爲ノ克クスルトコロニ非ズ 臣清麾下將兵ト共ニ益々奮勵努力誓ツテ 聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

尙ほ長谷川司令長官は謹みて左の如く語つた。

今回開戦以來當艦隊作戦に對し優渥なる 勅語を賜りたることは洵に恐懼感激の至りに堪へない次第であります。今日迄この順調なる戰果を收めつゝあるのは、一つに上 陛下の御稟光と神明の加護に依るものでありますて、到底人爲の能くする所ではありません。然るに特に臣等將兵の功績を嘉みせられ、且つ又死傷者に對する深き御軫念を辱くしたこ

とは、唯々御仁徳の有難きに感泣するのみであります。今や敵軍を蘇州以西に驅逐し上海附近は稍平靜に復しつゝあるのは御同慶の至りであります。我々は大御心を體し益々勇奮健闘、以て皇恩の萬一に報い奉るの覺悟を尙ほ一層堅くする次第であります。

爾來幾月嚴冬「モンスーン」の季節は漸く去り、大陸の山河早春の色に蘇らんとしてゐる。

一波毎に甲板や檣桁に氷柱を附けた氷の海の哨戒勤務や、巨獸の歯の様な白波碎くる中の臨檢は、陸上に住む人達の到底想像し得ぬ難事業であるが、將兵皆その任務の重大性に鑑み協心戮力この難關を突破して一意本分の達成に邁進してゐる。

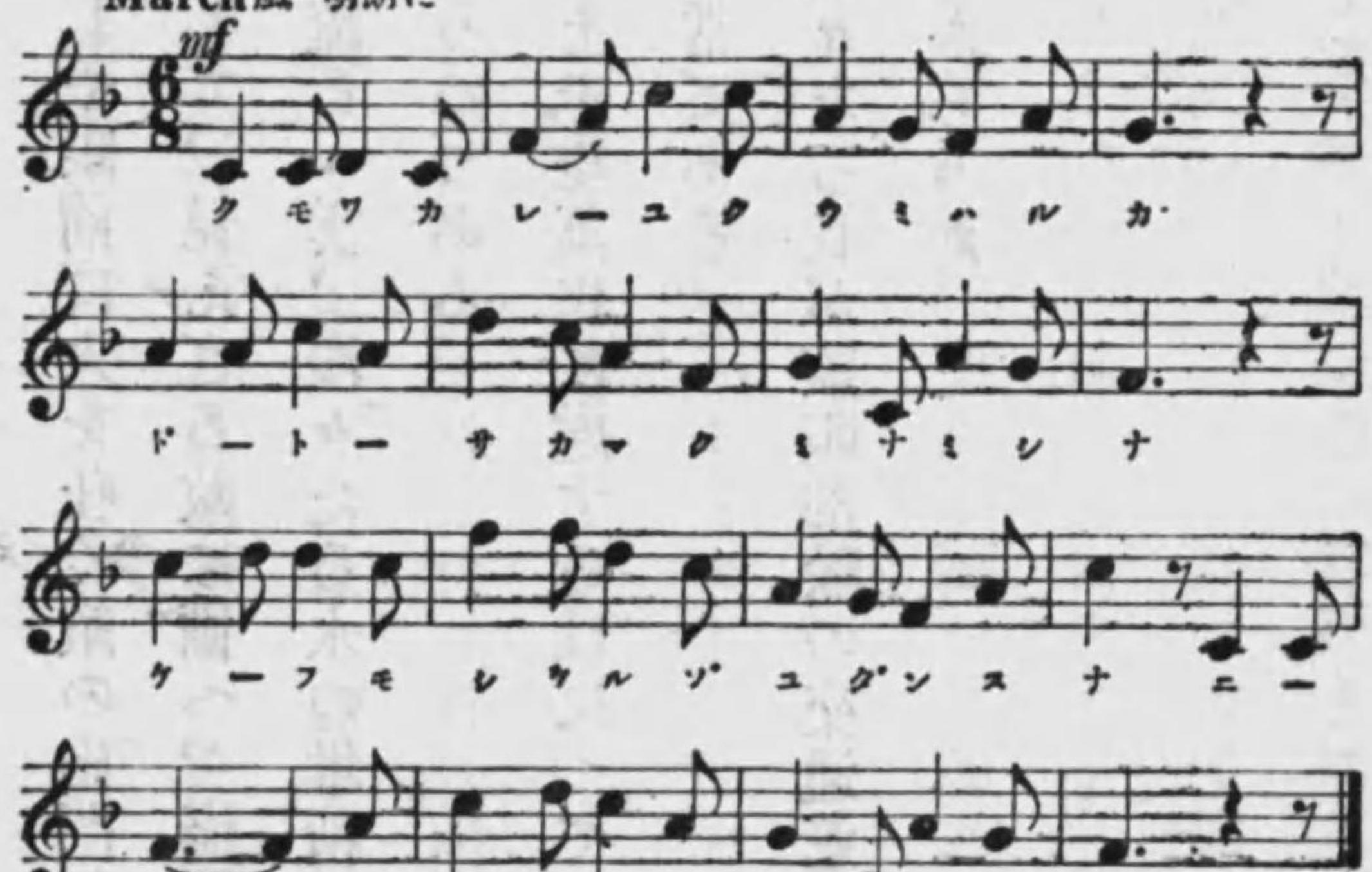
よしや眼前に火を吐く敵の砲門無くとも、將士の胸は常に待つある備を堅持して、見えざる敵に備へ、澎湃として躍る怒濤を己が家として、吹く風に流るゝ雲、漫々たる水の堆積の中に、倦まず弛まず監視の眼を働かしてゐるのである。

凡そ千變萬化に處するは反つて易く、變化なき狀況に處するの難きは人事の常である。

黙々たる我が監視部隊の交通遮斷の任務こそ、正に後者に類するものではなからうか。

交 通 遮 斷

March 風 明朗に



交 通 遮 斷

四八

一、雲分れ行く海はるか
怒濤逆まく南支那
今日も時化るぞ油斷すな 悪くや吹きまく季節風
二、遙に霞む大陸の
かなたに暗き戰雲を
望みて今日も又明日も 波又波の見張かな
三、はむかふ敵はなけれども 波や嵐のそが中に
待つある備夜もすがら 夢も結ばぬ掛枕
四、月舷頭に傾けば そぞろに偲ぶ戰場の
友や如何にと仰ぎ見る 空行く雁の影淡し
五、華々しくも陣頭に 散るべき覺悟譲らねど
交通遮断の哨戒は 我が艦隊の重任ぞ
六、水つく屍大君に 摶げて護る海の上
征戦已に幾月ぞ 肌に寒し秋の風

終

昭和十三年四月二十五日印
昭和十三年四月二十八日發行
發行所 海軍省海軍軍事學院

5
9